

萩原久美子 桃山学院大学社会学部教授

日本学術会議が推薦した新会員候補6人の任命を菅義偉首相が拒否した。この事実が2020年10月に大きく報道されると、学問の自由の危機、民主主義の危機として研究者・学会のみならず世論の批判を浴び、政治問題となった。

日本学術会議法では学術会議の推薦に基づいて首相が会員を任命することになっている。この手続きに基づき、2020年9月末に会員の半数が任期満了を迎えることから新規会員候補の推薦名簿を政府に提出していた。任命権は形式的であることは国会の場でも確認されており¹、歴代政権は学問の自由と学術会議の独立性を尊重し推薦名簿の会員を任命してきた。ところが、菅首相は「任命権」解釈を変え、拒否権として発動、名簿にあった105人のうち6人の任命を拒否するという異例の対応をした。その後、学術会議および任命を拒否された研究者6人は任命拒否の理由に関する文書の開示を求めたが、政府は文書の存在の有無を含めて開示しないと決定した。学術会議は欠員が出たままだ。

今回、学問の自由とその独立性への政治介入はアカデミアの頂点に立つ組織に対するあからさまな攻撃となって表れた。だが、すでに学問の自由への行政権力、政治権力の介入は大学の「日常」となっている。90年代以降、政治と経済が一体となって推し進めてきた「大学改革」はさまざまな形で学問の自由の原則とそれに基づく大学の自治を掘り崩してきた。とりわけ2014年の学校教育法および国立大学法人法の改正は憲法23条の「学問の自由」のもとにある「大学の自治」を文部科学省の領導による「大学のガバナンス」へと変質させた。

まず学長選考の方法である。法人化される前の国公立大学では学長は教員を中心とする大学構成員が投票を行い、その結果に基づいて学部長や教員代表で作る学内評議会が学長を指名していた。これに対して、学校教育法の改正と法人関連法改正によって、外部人材や学長指名による内部委員、学長で作る「学長選考会議」の権限が大幅に強化され、意向投票によって示された学内の構成員の意見とは関係なく学長を選考することができる

はぎわら くみこ

一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。専門分野は労働社会学、人事労務管理論、社会政策のジェンダー分析。生活経済政策研究所主任研究員、東京大学社会科学研究所特任助教などを経て現職。

著書に『復興を取り戻す——発信する東北の女性たち』(2013年、岩波書店、共編)、『「育児休職」協約の成立——高度成長期と家族的責任』(2008年、勁草書房)、『迷走する両立支援——いま子どもをもつて働くということ』(2006年、太郎次郎社エディタス)など。

ようになった。次に、改正学校教育法は、教員人事や教学の内容、学部・学科設置に関する事項、施設管理等に関する教授会の広範な決定権限をすべてなくし、それら決定権限を学長に集中させたのである。

では、強力な権限を持った学長のリーダーシップと大学ガバナンスとはどのようなものか。毎日新聞が国立大学学長86人を対象に行った学術会議任命拒否問題に関する調査に対し、実名での回答は11人、匿名での回答が22人、53人が回答を拒否している。匿名の理由として、運営交付金等による差別的措置を懸念する回答もあった（毎日新聞2020年12月24日朝刊）。説明は不要だろう。



一連の大学改革の結果、大学それ自体が学問の自由や大学の自治を無化する非民主的な実践主体となる事が各地で起きている。やはり毎日新聞の国立大学を対象とするアンケート結果によると、意向投票を廃止した大学が17大学、学長の任期を撤廃した大学が8大学となっている（毎日新聞 2021年1月7日朝刊）。

そのうち、旭川医科大では吉田晃敏学長が1期目の2009年に二期6年を上限としていた学長任期の上限を撤廃した。以降、14年間にわたって、学長の座にあつた。しかし、その結果起きた学内の独裁体制や地域医療への影響から、大学の学長選考会議が今年6月、文部科学省に吉田学長の解任を申し出た。勤務実態を伴わない約700万円の不正な支出や、学長の意に反してコロナ患者の受け入れようとした同大付属病院院長の解任をはじめとするパワハラ等34件にのぼる解任理由が示された（朝日新聞2021年7月6日朝刊）。同じく大分大学では学長任期の上限を撤廃しただけでなく意向投票をも廃止している。2011年に就任した北野正剛学長が現在も学長を務め、学部の意向とは無関係に学部長を指名し内部の混乱が続いている（西日本新聞2019年12月7日朝刊）。

公立大学では法人をめぐる制度上、さらに乱暴な事態が起きている。公立大学は大学として文科省が所管する

大学教育法のもとにあるが、法人としては総務省が所管し、行革推進のために設けられた地方独立行政法人法（地独法）に位置づけられている。地独法に基づいているので、設立団体の権限は大きい。自治体は理事長を直接任命でき、学長等の役員について自治体が当該公立大学法人の選考機関の選考ないしは申し出に基づいて任命、解任できる。さらに法人の運営組織の在り方を定める定款の策定や変更も設立団体である自治体が行い、評価委員会も設立団体である自治体に置かれる。問題が起きても総務省と文科省との間で責任の押し付け合いという事態も生じる。自治体や首長が「学問の自由」という原則を忘れ、大学を自分たちの出先機関のひとつと錯覚するような仕組みがここにはある。

下関市立大学では前田晋太郎下関市長の意向で突如設置された特別支援教育特別専攻科を発端とする混亂が収まらない。前田晋太郎下関市長は安倍元首相の地元秘書、下関市議を経て2017年、市長に当選。その際、下関市立大学の総合大学化を公約として掲げていた。それがまずは特別支援教育教員免許取得を目的とした専攻科の設置案となった。市長は2019年5月、市長が任命した山村重彰理事長（元副市長）ら大学幹部に対し、教員候補として韓昌完氏を推薦し、設置を要請した。これを受け、理事長は早くも同年6月に学内教職員に対して2021年度専攻科設置と韓氏ら採用予定者3人を発表している。

教育・研究に関する決定機関である教育研究審議会の教員側委員と教授会はこの採用人事が審査委員会による業績審査や教授会への諮問など定款や学内規定に定められた手続きを一切経ていないこと、経済学部の単科大学に通常、教育学部に併設される専攻科を設置するのは無謀な案であることを指摘し、教員の9割が白紙撤回を求めた。これに対して、下関市がとった手段は後出しでの定款変更だった。同年8月、議会は大学の定款変更を賛成多数で可決、教育研究審議会の審議事項から「教育研究に関する規程の制定・改廃」「教員の人事」と除外し、新しく設置する理事会がこれら権限を集中させ、

専攻科設置、採用人事を決定する力技に出たのである²。

その後、この定款変更を受けて学内規程も改訂され、すべて学長と理事会で審議、決定する建付けに変更されていった。学長選考の意向投票もなくなり、教職員から学長候補者の推薦権限もなくなった。専攻科がスタートした2021年には韓氏と事務局長で元市職員の砂原雅夫氏が副学長に就任した。2020年、2021年の2年間だけで教員12人が大学を去った。その補充人事も行われてなかった。正常化を求めてきた教員に対して名誉棄損の訴訟を申し立てるなどの攻撃も行われた。この間、経済学部長・役員として、教授会、教育研究審議会、経営審議会、理事会などの場で問題点を指摘してきた飯塚靖教授が一方的に役員を解任されている³。

下関市立大学での特別支援教育特別専攻科設置およびその採用人事の問題は、国会でも問題にされた(2020年2月25日予算委員会、同2月28日財務金融委員会、同年5月20日文部科学委員会)。日吉雄太議員の質問に対し、伯井文科省高等教育局長はこの問題は大学が判断することであり、市が説明責任を果たすことだと繰り返し、萩生田文部科学大臣は市立大学のことは市長がしっかりすることだという立場を崩さなかった。



大学の職員、教員、管理職、学生が「自由主義的合理性、評価基準、ガバナンスの原理による大学教育の階層化に驚くほど急速になじんってしまったことは、眼を見張るほどである」⁴。アメリカの政治哲学者ウェンディ・ブラウンは『いかにして民主主義は失われていくのか』の中で、教養教育の縮小、専門化と職業化への要求の中で、大学の構成メンバー自身が自ら大学を統治する権力が侵食されたことを受け入れている姿をスケッチしつつ、その背後に生活全般に浸透した新自由主義的合理性を見る。それは知識を投資対効果という市場価値に、市民を投資家ないし消費者に、そして主体を自己投資する人的資本として構成させる統治合理性である。今日の州立／公立大学の危機とは、社会経済的不平等と公衆を市民性のために教育するというプロジェクトの放棄であり、そのよ

うにして新自由主義は民主主義を内側から破壊していくのだと論じる。

予算削減と競争と質のチェック、大学トップ層への権限の集中によって、教育研究、管理運営に対する教員の権限が削減されていく。この全世界的な潮流を前に、広田照幸はそれでもなお「自治を手放してはいけない」と訴える。「経済発展という目的に従属させてしまえば、経済と違う次元で人間の存在を豊かにするための知がやせ細ってしまう」とその意味を解く⁵。

本特集は今日の大学改革の主要アクターである財界の分析(菊池論文)にはじまり、大学が主体的に政策を取り込む過程での側面支援者としての学会の役割が分析される(吉田論文)。では「民主的な社会を支える市民を育成する場」がやる気を失った時に何が起きるのか。山口論文はその日常的な苦難を軽快に語りつつ、なおそこに前進すべき使命があることを論じている。■

《注》

- 1 第98回国会参議院文教委員会（1983年5月12日）での中曾根康弘首相答弁。「学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくださいれば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております」。
- 2 石原俊（2019）「戦後文教行政の最後の一線が決壊する」『論座』（<https://webronza.asahi.com/national/articles/2019100800004.html>）
- 3 田中圭太郎（2021）「下関市立大学、暴走する経営執行部を教授が提訴…内部混乱で学生にも不利益及ぶ」（https://biz-journal.jp/2021/09/post_249816_3.html）
- 4 Brown, Wendy (2015) “Undoing The Demos :Neoliberalism's Stealth Revolution ” Zone Books (=2017、中井亜佐子訳『いかにして民主主義は失われていくのか』みすず書房、228頁)。
- 5 広田照幸（2019）『大学論を組み替える—新たな議論のために』名古屋大学出版、249頁。